

予算特別委員会資料

令和5年度予算説明書

企 画 調 整 局

目 次

1. 令和5年度予算の概要	-----	1
2. 歳入歳出予算一覧表	-----	9
3. 歳入予算の説明	-----	11
4. 歳出予算の説明	-----	13
5. 債務負担行為	-----	17
6. 予算関連議案		
第1号議案 神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例の一部を改正する条例の件	-----	18
第2号議案 公立大学法人神戸市外国語大学評価委員会条例及び神戸市が設立する地方独立行政法人に係る重要な財産を定める条例の一部を改正する等の条例の件	-----	31

1. 令和5年度予算の概要

(1) 総括

若年人口の減少・少子超高齢化や東京一極集中、地域社会の希薄化、新型コロナウイルス感染症の影響、物価高騰等、変化する社会経済情勢に起因した政策課題は多様化・複雑化しています。政策課題の解決に向けては、これまで以上に市民、事業者、大学、NPO等幅広い参画を得ながら、複層的かつスピーディに取り組んでいく必要があります。

令和5年度においては、都心三宮ウォーターフロント再整備、駅のリノベーション等に加え、神戸空港の国際化を見据えた需要拡大や機能拡充、SDGsの推進、カーボンニュートラル、DXの推進等、まちづくりの動きが加速化します。

企画調整局としては、「海と山が育むグローバル貢献都市」の実現に向けて、2025年に改定時期を迎える総合計画の策定も視野に入れ、地域協働局の新設等の組織再編も踏まえながら、全庁横断的な総合調整機能を強化しつつ、政策立案機能のさらなる向上を図ります。

また、大学・企業との共創・連携の仕組みを新たに構築する等、時代に即応した持続可能なまちづくりの実現及びこれからの神戸の成長を支えるプロジェクトの推進に取り組んでいきます。

(2) 主要施策

1. 都市戦略の構築

○ (1) 次期総合計画の策定 10,000

2025年に改定時期を迎える総合計画（基本構想・基本計画・実施計画）の次期計画策定に向け、市民や経済界、有識者等広く意見聴取を行いながら、都心三宮の再整備や神戸空港の機能強化等、まちの変化を捉えた魅力ある神戸の将来像を検討します。

◎ (2) 神戸空港の需要拡大に向けた調査 10,000

空港の機能強化や交通アクセス、観光・ビジネス等の関連施策を横断的に捉え、関係局と一体的に今後の神戸空港の需要拡大に向けた調査・検討を実施します。

○ (3) 政策課題に関する調査及び客観的データに基づく政策立案 202,137

より先進的な施策を企画立案するため、関係局と連携を図りながら客観的データを用いた調査・分析を実施します。さらに、基幹系システム等から抽出・抽象化した様々なデータを可視化するとともに、政策立案に寄与する学術論文を調査し、神戸市の抱える課題の解決に活用する等、EBPM（エビデンスに基づく政策立案）を支援・推進します。

(注) 事項の中の◎印は新規事業を、○印は拡充事業を示す。
(単位：千円)

(4) 広域行政・広域連携の推進 58,696

国や県からの事務・権限の移譲を適切に進めるとともに、指定都市市長会の会長市として全国の指定都市との連携を深め、特別自治市の制度化といった大都市行財政に関する諸課題について、議論や意見交換、国への要望等を実施します。

また、兵庫県・神戸市調整会議等を通じて兵庫県との連携を推進するとともに、近隣市町等と都市間連携を進めるほか、関西広域連合において、府県域を越えて広域的な行政課題に関西全体で取り組みます。

(5) 都市政策研究の推進 10,000

市のシンクタンクとして中長期的な政策課題の発掘・調査・研究を推進するため、有識者との連携により、社会情勢の変化や新たな行政課題に対応した政策形成に向けて調査・研究を行うほか、職員提案の施策化や職員の研究発表の場づくりに取り組むことで、職員の政策形成能力の向上を図ります。

(6) 外郭団体改革の推進 20,000

外郭団体全体の経営資源と運営体制の最適化をはかるため、外郭団体が市のミッション達成を目的に策定した「経営改革プラン」の実行に向けた指導・支援を実施するとともに、令和4年度のミッションの達成状況の評価・検証を行い、外郭団体のあり方の抜本的な見直しを進めます。

○ (7) ふるさと納税の更なる獲得に向けた取り組みの強化 1,610,000

個人版ふるさと納税について、寄附額の拡大のため、共感を得られる取り組みや神戸市の魅力を伝える効果的なプロモーションを行います。

また、企業版ふるさと納税については、SDGsをはじめ市の取り組みを通じて企業等からの共感を獲得し、ESG投資を含めた参画を推進するため、企業連携調整官を新たに配置し、戦略的なアプローチを検討・実行します。

(8) 都市プロモーションの推進 6,600

在京メディアにおける露出増加を目的として、地方創生等の取り組みに関心の高いメディア・企業を対象としたプロモーションや、神戸の魅力を伝えるPRイベントを実施することで、東京圏における神戸ファンの創出を図ります。

2. 多様な主体の参画・連携によるまちづくり

(1) 局・区役所一体となった地域協働の推進

地域コミュニティの諸課題に対して局・区役所が一体で取り組むため「地域協働局」を新設し、各区地域協働課（区まちづくり課を名称変更）とのチームによる地域活動に対するコーディネート機能を発揮するとともに、地域課題の解決に取り組む地域団体・NPO等の活動支援の充実、地域活動の場づくりを推進します。

① 地域活動に対するコーディネート機能の発揮 32,973

地域協働局で地域コーディネーターを採用し、各区地域協働課とチームで地域活動の新たな担い手の発掘及びコーディネートを行います。また、自治会等の地域団体やNPO等と、ボランティア活動に関心のある市民を結びつけるオンラインシステムを構築します。

② 地域課題の解決に取り組む地域団体・NPO等の活動支援の充実 68,436

コミュニティ相談センターで行う相談業務の対象を自治会活動から地域活動全般に拡大するとともに、地域活動におけるICT活用に関する相談・支援を行います。

また、地域課題解決に取り組む地域団体・NPO等に対する補助金対象団体を増やすとともに、個別相談やセミナーの開催等の非資金型支援を拡充します。

③ 地域活動の場・人が集える場づくりの推進 34,630

地域福祉センターに関する有識者会議での議論を踏まえ、多様な団体等に利用される地域活動拠点とするための制度改正等の検討を行います。また、地域福祉センターの利用可能枠について利用希望者を公募する等、地域活動の場づくりを本庁・区役所が一体となって推進します。

(2) 神戸地域おこし隊による地域活性化 35,000

農村・里山を中心とした地域の活性化や多様な地域課題の解決に向け、多様な人材の参画・交流を一層促進するため隊員数を拡充します。また、隊員活動の多様化への対応として、隊員の募集地域の拡大や弾力的な雇用形態を試行します。

○ (3) 移住・定住施策の推進 8,000

喫緊の課題である人口減少に対応し、持続可能でバランスのとれたまちづくりを実現するため、関係局と連携しながら効果的かつ実効性のある施策を検討し、市外からの移住・定住を促進します。

また、神戸の暮らし情報サイト「こうべぐらし」のコンテンツを充実させるとともに、イベントやセミナーの開催、企業との連携による効果的な情報発信、「こうべぐらしコンシェルジュ」によるきめ細やかな相談対応により、移住・住み替えに繋げていきます。

(注) 事項の中の◎印は新規事業を、○印は拡充事業を示す。
(単位：千円)

(4) 女性活躍の推進 17,930

仕事や就活準備を行う女性のための無料コワーキングスペースとして、男女共同参画センター内に設置した「あすてっぷ コワーキング」の保育サービスを週5日実施するとともに、女性のデジタル人材育成等による再就職支援や、女性リーダーの育成、女子中高生に理工系分野への関心を高めてもらうためのプログラムを実施します。

3. 大学・企業等の共創によるまちづくり

○ (1) プラットフォーム設立による「大学都市神戸」の新たな共創基盤整備 180,000

(うち4年度補正予算繰越 40,000)

神戸の地域経済社会が抱える多様かつ複層的な課題解決に向け、「大学都市神戸」の新たな共創基盤である地域連携プラットフォームを設立し、参画大学による産官学共創プロジェクトや大学間連携による取り組みを組成・展開するとともに、大学発アーバンイノベーション神戸等、これまで展開してきた取り組みを引き続き実施します。

また、大学・行政・企業の枠を超えた交流や、学生の共創コミュニティネットワークの構築、産官学共創プロジェクトの実施、社会人向けの学び直し支援（リカレント教育）等、コミュニティ横断的な共創創出の実施拠点として、交通利便性が高い三宮に大学等連携交流拠点を設置します。

◎ (2) 高専の教育充実と外大との同一法人による運営の一体化 1,344,420

(うち4年度補正予算繰越 271,282)

デジタル化及びグローバル化の進展等、変化し続ける社会において、国際社会で活躍できる人材の育成及び輩出を効果的に実現するため、令和5年4月から神戸市外国語大学と神戸市立工業高等専門学校を同一法人の下で運営します。それぞれの強みを活かしたシナジーを創出するため、外大・高専の連携事業の推進や施設設備の充実等、運営体制の強化に取り組みます。

4. DXによる市民生活の豊かさと利便性の向上

○ (1) スマートシティの推進 94,900

産官学で構成する「KOBE スマートシティ推進コンソーシアム」と連携し、様々な分野で市民が利便性を実感できる具体的なスマートシティプロジェクトを推進します。

また、スマートシティのポータルサイト「スマートこうべ」について、市民目線で必要な情報やサービスの入手・利用がよりしやすくなるようにリニューアルを行うとともに、民間企業の先駆的・実験的な市民サービスの市内展開を支援する「Be Smart KOBE」の取り組みを引き続き進めます。

○ (2) 行政手続きのスマート化 589,729

「e-KOBE：神戸市スマート申請システム」による電子申請の拡大等により、市民の利便性向上をはかるとともに、デジタル技術の活用に伴う業務の効率化・集約化による体制最適化を進め、生活支援や子育て支援等の専門性の高い相談支援業務を強化する「スマート区役所」の取り組みを進めます。

また、スマート化によるメリットを広く普及するため、高齢者等のデジタルリテラシー向上支援の取り組みとして、学生を講師とするスマートフォン教室を開催するとともに「e-お助けキャラバン」を地域へ派遣します。

(3) ICT 環境整備による生産性の向上 849,104

国の推進する基幹系業務システムの標準化やガバメントクラウドの活用に向けた取り組みを進めます。

また、庁内ネットワーク設備の更新に伴い、情報セキュリティを確保しながら職員が効率的に業務を実施できるよう ICT 環境を拡充します。

(4) マイナンバーカードの普及促進 680,365

マイナンバーカードの交付円滑化に努めるとともに、マイナンバーカードを活用した取り組みを進め、マイナンバーカードの普及を促進します。

5. リノベーションの推進

○ (1) 王子公園の再整備 94,450

利便性が高い文教エリアのポテンシャルを活かしながら、若年定住・交流人口の増加や都市ブランドの向上を図り、持続可能な神戸の発展を実現するため、大学設置・運営事業者を選考するとともに、再整備基本計画策定に向けた検討等を進めます。

(2) ポートアイランド・リボーンプロジェクトの推進 20,000

神戸空港の国際化や大阪湾岸道路西伸部の供用等によるポテンシャルの向上等を踏まえ、中長期的な視点を持ちながら、地域との意見交換や情報発信を行う等、将来ビジョンを幅広く共有しつつ、エリアの課題解決・価値向上を図ります。

◎ (3) 「空飛ぶクルマ」の社会実装の促進 10,000

2025年大阪・関西万博での社会実装を目指して官民を挙げての検討が進められている「空飛ぶクルマ」について、区市協調のもと、民間事業者による本市での実装へ向けた取り組みを支援します。

(注) 事項の中の◎印は新規事業を、○印は拡充事業を示す。
(単位：千円)

(4) 地下鉄海岸線沿線の活性化 23,195

プロモーション Web サイト「シタマチコウベ」を基盤とした地下鉄海岸線沿線の魅力発信等に取り組むほか、兵庫運河周辺では、大輪田泊の石椋周辺の整備や橋梁のライトアップ整備を進め、周辺エリアの回遊性の向上と更なる賑わいの創出を図ります。

また、これまで実施してきた地下鉄海岸線の無料化社会実験を踏まえ、引き続き、地下鉄海岸線において中学生以下を無料とし、子育て世帯にやさしいまちを目指します。

◎ (5) 須磨エリアの回遊性向上 5,000

再整備が進む須磨海岸エリアの更なる活性化に向け、交通事業者や周辺施設事業者と連携のもと、駅を起点として周辺の集客施設を繋ぐ周遊バスの運行等、エリアの回遊性向上を目指した実証実験を行います。

6. 革新的な起業・創業支援

(1) 医療産業都市の推進

① 神戸未来医療構想の推進(地方大学・地域産業創生交付金事業) 1,067,400

神戸大学医学部附属病院国際がん医療・研究センター (ICCRC) をリサーチホスピタルとして整備し、手術支援ロボット「hinotori」を核として、AI や 5G 等の先端技術を活用した医療機器の研究開発、医工融合人材の育成を産官学連携で行い、神戸発の革新的な医療機器を創出するエコシステムの形成を促進します。

② 世界最高水準のスーパーコンピューティング拠点形成の促進事業 115,956

スーパーコンピュータの利活用を促進するとともに、「富岳」や地域に貢献する研究・人材育成事業への支援により、世界最高水準のスーパーコンピューティング拠点の形成を促進します。

③ ライフサイエンス・スタートアップエコシステムの構築 34,250

ライフサイエンス分野のスタートアップの発掘や研究開発シーズの事業化に向けた支援を行うとともに、企業や大学等との連携によりスタートアップの成長・定着を促進し、新たなイノベーションの創出を実現するエコシステムを構築します。

④ 「(公財)神戸医療産業都市推進機構」への支援 1,195,362

神戸医療産業都市推進機構の研究基盤の強化をはかるとともに、進出企業・研究機関・大学等と病院との連携によるイノベーションの創出を促進し、医療技術の実用化を支援します。

⑤ WHO 神戸センターへの運営支援 150,900

認知症や健康寿命延伸等、持続可能なユニバーサル・ヘルス・カバレッジの実現に向けた研究に取り組む WHO 神戸センターの運営を支援します。

⑥ 介護テクノロジー導入促進事業 6,000

関係局との共同により介護保険事業所における業務の効率化や職員の負担軽減に向け、企業と介護保険事業所の相談対応窓口の運営等を通じて、介護ロボット・ICT 機器等の開発や介護保険事業所への導入を促進します。

(2) 新産業の育成・集積

○ ① 起業家の裾野拡大・創出 89,000

起業やエンジニアに関心のある市内の高校生・大学生・社会人からなるコミュニティを形成し、相談会や交流会、インターンシップに繋がる機会を提供することにより、起業家の裾野を拡大し、市内起業を促進します。

また、事業アイデアを有する起業前の人材を市内外から集め、スタートアップとして市内で法人化させる事業者（インキュベーター）への補助制度を通じて、神戸発のスタートアップ創出を加速させます。

○ ② グローバル視点でのスタートアップ支援 51,000

県市協調により、脱炭素をはじめとするグローバルな SDGs の課題解決に取り組む県内スタートアップの海外展開を支援します。また、外国人起業家の受入環境を整備し、スタートアップビザを活用した創業支援や、創業後の成長支援を強化することで、より多くの外国人起業家が市内で活躍できる環境を提供します。

③ スタートアップ集積・イノベーション創出促進 66,834

国の拠点都市として選定された京阪神での連携や、地元コンソーシアムの会員間連携を通じて地域一丸となってスタートアップへのヒト・モノ・カネ等の成長支援を行うとともに、スタートアップの誘致を促す補助制度により集積を促進します。

また、地域・行政課題に対してスタートアップと行政職員が協働で取り組む「アーバンイノベーション神戸」を実施するほか、業界の垣根を越えて交流を行う拠点「ANCHOR KOBE」の活用等により、新たな連携を促進し、新たな価値を創出することで、神戸経済の更なる活性化を推進します。

(注) 事項の中の◎印は新規事業を、○印は拡充事業を示す。
(単位：千円)

(3) 海洋産業の集積・発展に向けた調査・検討 38,000

海洋産業の集積・発展に向け、産学連携によるネットワークの形成を後押ししながら、有識者検討会での調査・検討を進めます。

また、海洋ロボットや水産業へのIT活用といった幅広い分野における実証実験等に取り組むとともに、市内の海洋人材育成に関わる団体との連携を通じ、海洋産業の人材育成・普及啓発を実施します。

(4) 企業誘致等の推進

① 企業誘致の推進・強化 340,261

税軽減等のインセンティブを活用して、成長が期待できる戦略産業等の産業団地への誘致に取り組むとともに、オフィス賃料等補助制度の積極的な周知活動により、都心エリア等への企業誘致を促進します。

◎ ② 欧州ビジネスオフィスの開設 57,507

フランス・パリに神戸欧州ビジネスオフィスを開設し、先端技術を有する欧州企業の誘致と市内ものづくり企業の欧州市場獲得を一体的に取り組み、神戸経済のグローバル化を促進します。

◎ ③ アフリカとの連携・交流事業 9,000

経済成長が著しいアフリカ地域において、市内企業の新たなビジネス機会を創出するため、市内企業の訪問団による現地派遣等の経済交流を進めるとともに、市民・事業者・企業等のアフリカへの関心を高める関連イベントとして「神戸アフリカ月間」を開催します。

2. 歳入歳出予算一覽表

(単位：千円)

歳		入
款	項	金額
16 分担金及負担金		6,498
	1 負担金	6,498
17 使用料及手数料		14,441
	1 使用料	14,441
18 国庫支出金		2,130,179
	2 補助金	2,130,144
	3 委託金	35
19 県支出金		110,166
	2 補助金	25,000
	3 委託金	85,166
20 財産収入		209,190
	1 財産運用収入	209,190
21 寄附金		1,939,000
	1 寄附金	1,939,000
22 繰入金		74,037
	2 基金繰入金	74,037
24 諸収入		372,256
	5 貸付金元利収入	22,534
	7 雑収入	349,722
25 市債		786,000
	1 市債	786,000
合計		5,641,767

(単位：千円)

歳 出		
款	項	金 額
2 総 務 費		11,845,456
	1 総 務 費	1,145,334
	2 企 画 費	9,100,122
	3 徴 税 費	1,600,000
3 市 民 費		1,083,559
	1 市 民 費	1,083,559
7 商 工 費		651,729
	1 商 工 振 興 費	636,729
	2 貿 易 観 光 費	15,000
13 教 育 費		1,097,786
	10 外 国 語 大 学 費	1,073,772
	11 社 会 教 育 費	24,014
合 計		14,678,530

3. 歳入予算の説明

(単位：千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
16 分 担 金 及 負 担 金	6,498	2,453	4,045	
1 負 担 金	6,498	2,453	4,045	
1 総 務 費 負 担 金	6,498	2,453	4,045	
1 総 務 費 負 担 金	6,498	2,453	4,045	○機器等の使用に伴う負担金
17 使 用 料 及 手 数 料	14,441	15,764	△1,323	
1 使 用 料	14,441	15,734	△1,293	
2 市 民 使 用 料	7,479	9,458	△1,979	
1 地 域 人 材 支 援 セ ン タ ー	653	780	△127	
2 男 女 共 同 参 画 セ ン タ ー	5,159	6,877	△1,718	
6 丸 山 コ ミ ュ ニ テ イ ・ セ ン タ ー	1,552	1,703	△151	
9 地 域 福 祉 セ ン タ ー	115	98	17	
10 教 育 使 用 料	6,962	6,276	686	
7 婦 人 会 館	6,962	6,276	686	
2 手 数 料	-	30	△30	
3 市 民 手 数 料	-	30	△30	
2 地 縁 団 体 証 明 等	-	30	△30	
18 国 庫 支 出 金	2,130,179	1,173,951	956,228	
2 補 助 金	2,130,144	1,173,918	956,226	
1 総 務 費 補 助	2,119,144	1,108,772	1,010,372	
1 社 会 保 障 ・ 税 番 号 制 度 対 応 補 助	765,863	745,304	20,559	
4 地 方 創 生 推 進 交 付 金	883,539	283,573	599,966	
7 地 域 女 性 活 躍 推 進 事 業 費 補 助	12,625	13,675	△1,050	
8 デジタル田園都市国家構想推進交付金	154,500	33,220	121,280	
9 デジタル基盤改革支援補助	302,617	27,000	275,617	○基幹系業務システム標準化
70 文 化 芸 術 振 興 費 補 助	-	6,000	△6,000	
5 商 工 費 補 助	11,000	65,146	△54,146	
1 地 方 創 生 推 進 交 付 金	11,000	65,146	△54,146	
3 委 託 金	35	33	2	
2 民 生 費 委 託 金	35	33	2	
5 人 権 啓 発 活 動 委 託 金	35	33	2	○男女共同参画事業
19 県 支 出 金	110,166	51,656	58,510	
2 補 助 金	25,000	23,553	1,447	
1 総 務 費 補 助	25,000	23,553	1,447	
1 地 域 活 性 化 雇 用 創 造 プ ロ ジ ェ ク ト 補 助	25,000	23,553	1,447	○神戸医療産業都市の推進
3 委 託 金	85,166	28,103	57,063	
1 総 務 費 委 託 金	85,166	28,103	57,063	
1 基 幹 統 計 等 委 託 金	85,166	28,103	57,063	○住宅・土地統計調査等

(単位：千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
20 財 産 収 入	209,190	196,795	12,395	
1 財 産 運 用 収 入	209,190	196,795	12,395	
1 貸 地 料	159,052	159,059	△7	
3 一 般 土 地	159,052	159,059	△7	○神戸医療産業都市の中核施設等
2 貸 家 料	7,786	7,787	△1	
7 一 般 建 物	7,786	7,787	△1	○神戸名谷ワークラボAOZORA賃料等
3 投 資 財 産 収 入	5,642	5,000	642	
1 株 式 配 当 金	5,642	5,000	642	
4 其 他 財 産 運 用 収 入	36,710	24,949	11,761	
1 通 信 設 備	36,710	24,949	11,761	○光ファイバー芯線貸付
21 寄 附 金	1,939,000	992,370	946,630	
1 寄 附 金	1,939,000	992,370	946,630	
2 其 他 寄 附	1,939,000	992,370	946,630	
2 企 画 調 整 局	1,939,000	992,370	946,630	○ふるさと納税等
22 繰 入 金	74,037	71,399	2,638	
2 基 金 繰 入 金	74,037	71,399	2,638	
1 基 金 繰 入 金	74,037	71,399	2,638	
3 市 民 文 化 振 興 基 金 繰 入	30,000	30,000	-	○大学発アーバンイノベーション神戸
5 市 民 福 祉 振 興 等 基 金 繰 入	27,280	27,280	-	○行政事務センター
6 環 境 事 業 基 金 繰 入 金	3,330	-	3,330	○SDGsチャレンジ事業
13 奨 学 金 返 還 支 援 基 金 繰 入 金	8,927	9,619	△692	○奨学金返還支援事業
15 勤 労 者 福 祉 事 業 基 金 繰 入	4,500	4,500	-	○こうべ女性活躍プロジェクト
24 諸 収 入	372,256	501,359	△129,103	
5 貸 付 金 元 利 収 入	22,534	22,534	-	
3 其 他 貸 付 金 返 還 金	22,534	22,534	-	
2 関 空 2 期 無 利 子 貸 付 金	22,534	22,534	-	
7 雑 入	349,722	478,825	△129,103	
5 償 還 金	177	163	14	
4 男 女 共 同 参 画 セ ン タ ー	17	17	-	
6 丸 山 コ ミ ュ ニ テ イ ・ セ ン タ ー	9	10	△1	
39 婦 人 会 館	151	136	15	
6 受 講 料	7,260	12,310	△5,050	
2 市 民 講 座	7,260	12,310	△5,050	○神戸婦人大学受講料
9 雑 入	342,285	466,352	△124,067	
4 企 画 調 整 局	342,285	466,352	△124,067	○複写サービス各局負担金等
25 市 債	786,000	233,000	553,000	
1 市 債	786,000	233,000	553,000	
9 其 他	786,000	233,000	553,000	
3 区 総 合 庁 舎 整 備 事 業 公 債	-	39,000	△39,000	
4 文 化 施 設 等 整 備 事 業 公 債	393,000	44,000	349,000	○地域福祉センター整備等
5 商 工 施 設 等 整 備 事 業 公 債	393,000	150,000	243,000	○神戸医療産業都市インフラ整備等
合 計	5,641,767	3,238,747	2,403,020	

4. 歳出予算の説明

(単位：千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
2 総 務 費	11,845,456	9,523,996	2,321,460	2,182,260	538,000	2,490,093	6,635,103
1 総 務 費	1,145,334	1,043,434	101,900	105,518	—	36,502	1,003,314
1 職 員 費	184,022	163,513	20,509	102,218	—	—	81,804
2 総 務 管 理 費	939,824	846,568	93,256	—	—	36,502	903,322
10 東 京 事 務 所 費	21,488	33,353	△11,865	3,300	—	—	18,188
2 企 画 費	9,100,122	7,770,562	1,329,560	2,076,742	538,000	853,591	5,631,789
1 事 務 機 械 費	4,331,566	3,780,476	551,090	972,982	—	217,824	3,140,760

第2款 総務費

第1項 総務費

第1目 職員費

184,022 千円

本目は、職員の給料等に要する経費です。

1 会計年度任用職員への給料等

184,022 千円

第2目 総務管理費

939,824 千円

本目は、総務事務等に要する経費です。

1 行政事務センターによる行政手続きの集約等

939,824 千円

第10目 東京事務所費

21,488 千円

本目は、東京事務所の管理運営等に要する経費です。

1 事務所の管理・運営、都市プロモーション等

21,488 千円

第2項 企画費

第1目 事務機械費

4,331,566 千円

本目は、庁内情報システムの運用・維持管理等に要する経費です。

1 データに基づく政策立案

72,000 千円

2 行政手続きのスマート化等

1,245,842 千円

3 ICT等を活用した働き方改革等の推進

400,845 千円

4 社会保障・税番号制度の運用

682,065 千円

5 庁内ICT環境の整備・運用

1,632,814 千円

6 サーバ仮想化基盤の整備・運用

298,000 千円

(単位：千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
2 総 務 費							
2 企 画 費							
2 2 総合調査費	10,000	8,872	1,128	—	—	—	10,000
3 行政調査費	4,670,463	3,949,639	720,824	1,023,715	538,000	635,757	2,472,991
4 統計調査費	88,093	31,575	56,518	80,045	—	10	8,038
3 徴 税 費	1,600,000	710,000	890,000	—	—	1,600,000	—
1 賦課徴収費	1,600,000	710,000	890,000	—	—	1,600,000	—

第2目 総合調査費 10,000 千円

本目は、市政の総合調査等に要する経費です。

1 次期総合計画策定・神戸2025ビジョンの推進 10,000 千円

第3目 行政調査費 4,670,463 千円

本目は、新たな都市づくりに向けての行政調査および事務事業の調査・調整に要する経費です。

1 都市戦略の構築 177,391 千円
 2 多様な主体の参画・連携によるまちづくり 31,465 千円
 3 大学・企業等の共創によるまちづくり 488,318 千円
 4 スマートシティの推進 95,950 千円
 5 リノベーションの推進 482,313 千円
 6 革新的な起業・創業支援 3,307,450 千円
 7 事務費等 87,576 千円

第4目 統計調査費 88,093 千円

本目は、各種統計調査の実施並びに統計資料の収集、解析および刊行等に要する経費です。

1 基幹統計調査 80,045 千円
 2 統計資料整備・刊行等 8,048 千円

第3項 徴税費

第1目 賦課徴収費 1,600,000 千円

本目は、納税普及宣伝等に要する経費です。

1 ふるさと納税の獲得 1,600,000 千円

(単位：千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
3 市 民 費	1,083,559	772,338	311,221	47,085	248,000	39,392	749,082
1 市 民 費	1,083,559	772,338	311,221	47,085	248,000	39,392	749,082
6 地 域 活 動 振 興 費	898,652	673,714	224,938	30,000	168,000	10,825	689,827
8 男 女 共 同 参 画 費	184,907	98,624	86,283	17,085	80,000	28,567	59,255
7 商 工 費	651,729	660,124	△8,395	11,000	—	69,824	570,905
1 商 工 振 興 費	636,729	651,124	△14,395	11,000	—	69,824	555,905
3 商 工 振 興 費	636,729	651,124	△14,395	11,000	—	69,824	555,905
2 貿 易 観 光 費	15,000	9,000	6,000	—	—	—	15,000
1 貿 易 振 興 費	15,000	9,000	6,000	—	—	—	15,000

第3款 市民費

第1項 市民費

第6目 地域活動振興費

898,652 千円

本目は、地域活動の振興に要する経費です。

1 地域協働の推進

898,652 千円

第8目 男女共同参画費

184,907 千円

本目は、男女共同参画社会の実現に要する経費です。

1 男女共同参画社会の実現・こうべ女性活躍プロジェクト

184,907 千円

第7款 商工費

第1項 商工振興費

第3目 商工振興費

636,729 千円

本目は、新産業の育成・集積、企業誘致の推進等に要する経費です。

1 新産業の育成・集積

206,834 千円

2 企業誘致等の推進

429,845 千円

第2項 貿易観光費

第1目 貿易振興費

15,000 千円

本目は、外国・外資系企業の誘致に要する経費です。

1 外国・外資系企業の誘致

15,000 千円

(単位：千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
13 教 育 費	1,097,786	1,030,583	67,203	—	—	16,113	1,081,673
10 外 国 語 大 学 費	1,073,772	1,006,569	67,203	—	—	9,000	1,064,772
1 運 営 推 進 費	1,073,772	1,006,569	67,203	—	—	9,000	1,064,772
11 社 会 教 育 費	24,014	24,014	—	—	—	7,113	16,901
3 会 館 等 運 営 費	24,014	24,014	—	—	—	7,113	16,901

第13款 教育費

第10項 外国語大学費

第1目 運営推進費

1,073,772 千円

本目は、外国語大学運営支援に要する経費です。

1 外国語大学運営支援

1,073,772 千円

第11項 社会教育費

第3目 会館等運営費

24,014 千円

本目は、婦人会館の運営に要する経費です。

1 婦人会館の管理運営

24,014 千円

5. 債務負担行為

(単位：千円)

事項名	期間	限度額	左の財源内訳			
			国支出	県金	市債	その他特定財源
行政事務センター運営費	令和5～10年度	5,000,000	—	—	—	5,000,000
グループウェア等構築・運用	令和5～6年度	19,000	—	—	—	19,000
働き方改革推進事業	令和5～6年度	3,000	—	—	—	3,000
電子契約システム	令和5～9年度	8,000	—	—	—	8,000
情報セキュリティ対策事業	令和5～6年度	3,310	—	—	—	3,310
I C Tガバナンスの推進事業	令和5～6年度	12,623	—	—	—	12,623
基幹系業務システム標準化事業	令和5～7年度	17,118	17,118	—	—	—
統合ヘルプデスク運用	令和5～6年度	26,000	—	—	455	25,545
庁内I C T環境再構築	令和5～8年度	330,000	—	—	—	330,000
次期サーバ仮想化基盤構築・運用	令和5～9年度	1,072,000	—	—	—	1,072,000
ペーパーレス推進事業 (庁内無線LAN)	令和5～6年度	10,000	—	—	—	10,000
次期ネットワーク構築・運用	令和5～13年度	3,226,000	—	—	—	3,226,000
行政手続きスマート化	令和5～7年度	114,000	—	—	—	114,000
マイナンバーカード交付関連業務	令和5～8年度	1,843,000	1,843,000	—	—	—
マイナンバーカード交付円滑化 (住基ネット)	令和5～6年度	23,000	23,000	—	—	—
王子公園再整備 アドバイザー業務委託	令和5～6年度	34,000	—	—	—	34,000
神戸市介護テクノロジー 導入促進プロジェクト	令和5～6年度	6,000	—	—	500	5,500
令和5年度神戸医療産業都市 推進機構損失補償	令和5～6年度	3,300,000	—	—	—	3,300,000
庁舎等借上料	令和5～7年度	16,000	—	—	—	16,000

6. 予算関連議案

第 1 号議案

神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例の一部を改正する
条例の件

神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例の一部を改正する条例
を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 13 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例の一部を改正する
条例

神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例（令和 2 年 3 月 条例第
46 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び
第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は
太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）につ
いては、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正
部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(オフィスビル事業計画の認定) 第 3 条 [略] 2、3 [略] 4 第 1 項の認定の対象となるオフィ スビルは、当該オフィスビル事業計 画が第 1 条の目的に合致し、かつ、 次の各号のいずれにも該当するもの でなければならない。	(オフィスビル事業計画の認定) 第 3 条 [略] 2、3 [略] 4 第 1 項の認定の対象となるオフィ スビルは、当該オフィスビル事業計 画が第 1 条の目的に合致し、かつ、 次の各号のいずれにも該当するもの でなければならない。

(1)～(6) [略]

(7) 第1項の認定を受けるまでの間に、当該認定とは別に、この条例又は旧神戸エンタープライズゾーン及び神戸国際経済ゾーンにおける支援措置に関する条例（平成8年12月条例第36号。以下「旧エンタープライズゾーン条例」という。）の規定により認定を受けている計画に係るオフィスビル又はその敷地である土地でないもの

(8) [略]

5 [略]

（認定事業に係る施設に係る固定資産税及び都市計画税の不均一課税）

第15条 [略]

2 前項に規定する家屋は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間（令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間において事業計画に係る第12条第1項の規定による認定（以下この条において「当初認定」という。）を受けた者にあつては、当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日までの間を含み、

(1)～(6) [略]

(7) 第1項の認定を受けるまでの間に、当該認定とは別に、この条例又は神戸エンタープライズゾーン及び神戸国際経済ゾーンにおける支援措置に関する条例（平成8年12月条例第36号。以下「エンタープライズゾーン条例」という。）の規定により認定を受けている計画に係るオフィスビル又はその敷地である土地でないもの

(8) [略]

5 [略]

（認定事業に係る施設に係る固定資産税及び都市計画税の不均一課税）

第15条 [略]

2 前項に規定する家屋は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 令和2年1月2日から令和5年3月31日までの間（令和2年4月1日から令和5年3月31日までの間において事業計画に係る第12条第1項の規定による認定（以下この条において「当初認定」という。）を受けた者にあつては、当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日までの間を含み、

当初認定を受けた事業計画に関し、第13条第1項、第24条第1項、第25条第1項、第26条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第29条第1項のいずれかの規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日の翌日から起算して2年を経過する日又は当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日のいずれか遅い日までの間を含む。以下「認定事業対象期間」という。)に建設に着手し、かつ取得したもの

(2) [略]

(3) 第12条第1項の認定を受けるまでの間に、当該認定とは別に、この条例又は旧エンタープライズゾーン条例の規定により認定を受けている計画に係る家屋でないもの

3 第1項に規定する償却資産は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 第12条第1項の認定を受けるまでの間に、当該認定とは別に、この条例又は旧エンタープライズゾーン条例の規定により認定を受け

当初認定を受けた事業計画に関し、第13条第1項、第24条第1項、第25条第1項、第26条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第29条第1項のいずれかの規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日の翌日から起算して2年を経過する日又は当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日のいずれか遅い日までの間を含む。以下「認定事業対象期間」という。)に建設に着手し、かつ取得したもの

(2) [略]

(3) 第12条第1項の認定を受けるまでの間に、当該認定とは別に、この条例又はエンタープライズゾーン条例の規定により認定を受けている計画に係る家屋でないもの

3 第1項に規定する償却資産は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 第12条第1項の認定を受けるまでの間に、当該認定とは別に、この条例又はエンタープライズゾーン条例の規定により認定を受けて

ている計画に係る償却資産でないもの

4 第1項に規定する土地は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 認定事業者が、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に取得したもの

(2)、(3) [略]

(4) 第12条第1項の認定を受けるまでの間に、当該認定とは別に、この条例又は旧エンタープライズゾーン条例の規定により認定を受けている計画に係る家屋又は償却資産の敷地である土地でないもの

(追加取得した認定事業に係る施設に係る固定資産税及び都市計画税の不均一課税)

第16条 前条の規定にかかわらず、認定事業者の、認定事業計画に係る認定事業に係る施設のうち規則で定めるものの用に供する家屋又は償却資産であって、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該家屋又は償却資産のうち規則で定めるものに対して課する固定資産税及び都市計画税の額は、その事業開始日の属

いる計画に係る償却資産でないもの

4 第1項に規定する土地は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 認定事業者が、令和2年1月2日から令和5年3月31日までの間に取得したもの

(2)、(3) [略]

(4) 第12条第1項の認定を受けるまでの間に、当該認定とは別に、この条例又はエンタープライズゾーン条例の規定により認定を受けている計画に係る家屋又は償却資産の敷地である土地でないもの

(追加取得した認定事業に係る施設に係る固定資産税及び都市計画税の不均一課税)

第16条 前条の規定にかかわらず、認定事業者の、認定事業計画に係る認定事業に係る施設のうち規則で定めるものの用に供する家屋又は償却資産であって、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該家屋又は償却資産のうち規則で定めるものに対して課する固定資産税及び都市計画税の額は、その事業開始日の属

する年の翌年の1月1日（その事業開始日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から3年度分の固定資産税及び都市計画税に限り、この項の規定の適用がないものとした場合における市税条例第36条の4及び第179条の規定を適用して計算した固定資産税額及び都市計画税額から、当該固定資産税額及び都市計画税額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額を控除した額に相当する金額とする。

(1) [略]

(2) 当該認定事業計画に係る施設に係る家屋又は償却資産の敷地である土地が、旧エンタープライズゾーン条例の施行の日から令和2年3月31日までの間において、当該認定事業者が認定を受けたことのある別の認定事業計画に係る家屋又は償却資産の敷地であるとき。

2 前項に規定する家屋は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1)、(2) [略]

(3) 第12条第1項の認定を受けるまでの間に、当該認定とは別に、この条例又は旧エンタープライズゾ

する年の翌年の1月1日（その事業開始日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から3年度分の固定資産税及び都市計画税に限り、この項の規定の適用がないものとした場合における市税条例第36条の4及び第179条の規定を適用して計算した固定資産税額及び都市計画税額から、当該固定資産税額及び都市計画税額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額を控除した額に相当する金額とする。

(1) [略]

(2) 当該認定事業計画に係る施設に係る家屋又は償却資産の敷地である土地が、エンタープライズゾーン条例の施行の日から令和2年3月31日までの間において、当該認定事業者が認定を受けたことのある別の認定事業計画に係る家屋又は償却資産の敷地であるとき。

2 前項に規定する家屋は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1)、(2) [略]

(3) 第12条第1項の認定を受けるまでの間に、当該認定とは別に、この条例又はエンタープライズゾ

ーン条例の規定により認定を受けている計画に係る家屋でないもの

3 第1項に規定する償却資産は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 第12条第1項の認定を受けるまでの間に、当該認定とは別に、この条例又は旧エンタープライズゾーン条例の規定により認定を受けている計画に係る償却資産でないもの

(国際経済事業施設に係る固定資産税及び都市計画税の不均一課税)

第21条 [略]

2 前項に規定する家屋は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間（令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間において国際経済事業計画に係る前条第1項の規定による認定（以下この条において「当初認定」という。）を受けた者にとっては、当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日までの間を含み、当初認定を受けた国際経

ン条例の規定により認定を受けている計画に係る家屋でないもの

3 第1項に規定する償却資産は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 第12条第1項の認定を受けるまでの間に、当該認定とは別に、この条例又はエンタープライズゾーン条例の規定により認定を受けている計画に係る償却資産でないもの

(国際経済事業施設に係る固定資産税及び都市計画税の不均一課税)

第21条 [略]

2 前項に規定する家屋は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 令和2年1月2日から令和5年3月31日までの間（令和2年4月1日から令和5年3月31日までの間において国際経済事業計画に係る前条第1項の規定による認定（以下この条において「当初認定」という。）を受けた者にとっては、当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日までの間を含み、当初認定を受けた国際経

濟事業計画に関し、同条第3項において準用する第13条の規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日の翌日から起算して2年を経過する日又は当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日のいずれか遅い日までの間を含む。以下「認定国際経済事業対象期間」という。)に建設に着手し、かつ取得したもの

(2) [略]

(3) 前条第1項の認定を受けるまでの間に、当該認定とは別に、この条例又は旧エンタープライズゾーン条例の規定により認定を受けている計画に係る家屋でないもの

3 第1項に規定する償却資産は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 前条第1項の認定を受けるまでの間に、当該認定とは別に、この条例又は旧エンタープライズゾーン条例の規定により認定を受けている計画に係る償却資産でないもの

(追加取得した国際経済事業に係る

濟事業計画に関し、同条第3項において準用する第13条の規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日の翌日から起算して2年を経過する日又は当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日のいずれか遅い日までの間を含む。以下「認定国際経済事業対象期間」という。)に建設に着手し、かつ取得したもの

(2) [略]

(3) 前条第1項の認定を受けるまでの間に、当該認定とは別に、この条例又はエンタープライズゾーン条例の規定により認定を受けている計画に係る家屋でないもの

3 第1項に規定する償却資産は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 前条第1項の認定を受けるまでの間に、当該認定とは別に、この条例又はエンタープライズゾーン条例の規定により認定を受けている計画に係る償却資産でないもの

(追加取得した国際経済事業に係る

施設に係る固定資産税及び都市計画税の不均一課税)

第22条 前条の規定にかかわらず、認定国際経済事業者の、認定国際経済事業計画に係る国際経済事業に係る施設のうち規則で定めるものの用に供する家屋又は償却資産であって、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該家屋又は償却資産のうち規則で定めるもので、当該認定国際経済事業者が所有するものに対して課する固定資産税及び都市計画税の額は、その国際経済事業開始日の属する年の翌年の1月1日（その国際経済事業開始日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から3年度分の固定資産税及び都市計画税に限り、この項の規定の適用がないものとした場合における市税条例第36条の4及び第179条の規定を適用して計算した固定資産税額及び都市計画税額から、当該固定資産税額及び都市計画税額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額を控除した額に相当する金額とする。

(1) [略]

(2) 当該認定国際経済事業計画に係る施設に係る家屋又は償却資産の

施設に係る固定資産税及び都市計画税の不均一課税)

第22条 前条の規定にかかわらず、認定国際経済事業者の、認定国際経済事業計画に係る国際経済事業に係る施設のうち規則で定めるものの用に供する家屋又は償却資産であって、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該家屋又は償却資産のうち規則で定めるもので、当該認定国際経済事業者が所有するものに対して課する固定資産税及び都市計画税の額は、その国際経済事業開始日の属する年の翌年の1月1日（その国際経済事業開始日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から3年度分の固定資産税及び都市計画税に限り、この項の規定の適用がないものとした場合における市税条例第36条の4及び第179条の規定を適用して計算した固定資産税額及び都市計画税額から、当該固定資産税額及び都市計画税額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額を控除した額に相当する金額とする。

(1) [略]

(2) 当該認定国際経済事業計画に係る施設に係る家屋又は償却資産の

敷地である土地が、旧エンタープライズゾーン条例の施行の日から令和2年3月31日にまでの間において、当該認定国際経済事業者が認定を受けたことのある別の認定国際経済事業計画に係る家屋又は償却資産の敷地であるとき。

2 前項に規定する家屋は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1)、(2) [略]

(3) 第20条第1項の認定を受けるまでの間に、当該認定とは別に、この条例又は旧エンタープライズゾーン条例の規定により認定を受けている計画に係る家屋でないもの

3 第1項に規定する償却資産は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 第20条第1項の認定を受けるまでの間に、当該認定とは別に、この条例又は旧エンタープライズゾーン条例の規定により認定を受けている計画に係る償却資産でないもの

附 則

1 [略]

敷地である土地が、エンタープライズゾーン条例の施行の日から令和2年3月31日にまでの間において、当該認定国際経済事業者が認定を受けたことのある別の認定国際経済事業計画に係る家屋又は償却資産の敷地であるとき。

2 前項に規定する家屋は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1)、(2) [略]

(3) 第20条第1項の認定を受けるまでの間に、当該認定とは別に、この条例又はエンタープライズゾーン条例の規定により認定を受けている計画に係る家屋でないもの

3 第1項に規定する償却資産は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 第20条第1項の認定を受けるまでの間に、当該認定とは別に、この条例又はエンタープライズゾーン条例の規定により認定を受けている計画に係る償却資産でないもの

附 則

1 [略]

(この条例の失効)

2 この条例は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

3 次に掲げるものについては、この条例は、前項に規定する日(以下「失効日」という。)後も、なおその効力を有する。

(1) 次に掲げるものに対して課する
固定資産税及び都市計画税

ア 失効日までに取得され、かつ、認定オフィスビル事業計画に係る第9条に規定する家屋(同条に規定するオフィスビル認定事業者が令和5年4月1日から失効日までの間に第3条第1項の規定による認定(アにおいて「当初オフィスビル事業認定」という。))を受けた場合にあっては、当初オフィスビル事業認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日まで、当初オフィスビル事業認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日又は完成の日のいずれか早い日までの間に当初オフィスビル事業認定を受けたオフィスビル事業計画に関し、第5条第1項

(この条例の失効)

2 この条例は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

3 次に掲げるものについては、この条例は、前項に規定する日(以下「失効日」という。)後も、なおその効力を有する。

(1) 次に掲げるものに対して課する
固定資産税及び都市計画税

ア 失効日までに取得され、かつ、認定オフィスビル事業計画に係る第9条に規定する家屋(同条に規定するオフィスビル認定事業者が令和2年4月1日から失効日までの間に第3条第1項の規定による認定(アにおいて「当初オフィスビル事業認定」という。))を受けた場合にあっては、当初オフィスビル事業認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日まで、当初オフィスビル事業認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日又は完成の日のいずれか早い日までの間に当初オフィスビル事業認定を受けたオフィスビル事業計画に関し、第5条第1項

の規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日の翌日から起算して2年を経過する日又は当初オフィスビル事業認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日のいずれか遅い日までの間に取得されたものを含む。)で当該オフィスビル認定事業者が所有するもの

イ [略]

ウ 失効日までに取得され、かつ、認定事業計画に係る認定事業の用に供された第15条又は第16条に規定する家屋又は償却資産(第15条又は第16条に規定する認定事業者が令和5年4月1日から失効日までの間(以下「特定期間」という。)に第12条第1項の規定による認定(ウ及びエにおいて「当初認定」という。))を受けた場合にあつては、当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日まで、当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日又は事業開始日のいずれか早い日までの間に当初認定を受けた事業計

の規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日の翌日から起算して2年を経過する日又は当初オフィスビル事業認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日のいずれか遅い日までの間に取得されたものを含む。)で当該オフィスビル認定事業者が所有するもの

イ [略]

ウ 失効日までに取得され、かつ、認定事業計画に係る認定事業の用に供された第15条又は第16条に規定する家屋又は償却資産(第15条又は第16条に規定する認定事業者が令和2年4月1日から失効日までの間(以下「特定期間」という。)に第12条第1項の規定による認定(ウ及びエにおいて「当初認定」という。))を受けた場合にあつては、当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日まで、当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日又は事業開始日のいずれか早い日までの間に当初認定を受けた事業計

画に関し、第13条第1項、第24条第1項、第25条第1項、第26条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第29条第1項のいずれかの規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日の翌日から起算して2年を経過する日又は当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日のいずれか遅い日までの間に取得され、かつ、認定事業計画に係る認定事業の用に供されたものを含む。)で当該認定事業者が所有するもの

エ ウに掲げるものの敷地である土地(第15条に規定する認定事業者が令和5年4月1日から失効日までの間に取得し、かつ、当初認定時に建設に着手していない場合は、その取得の日の翌日から起算して1年を経過する日までに当該土地を敷地とする同条に規定する認定事業に係る施設の建設の着手があつたものに限る。)で当該認定事業者が所有するもの

オ [略]

画に関し、第13条第1項、第24条第1項、第25条第1項、第26条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第29条第1項のいずれかの規定による変更の認定を受けた者にあつては、初めて変更の認定を受けた日の翌日から起算して2年を経過する日又は当初認定を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日のいずれか遅い日までの間に取得され、かつ、認定事業計画に係る認定事業の用に供されたものを含む。)で当該認定事業者が所有するもの

エ ウに掲げるものの敷地である土地(第15条に規定する認定事業者が令和2年1月2日から失効日までの間に取得し、かつ、当初認定時に建設に着手していない場合は、その取得の日の翌日から起算して1年を経過する日までに当該土地を敷地とする同条に規定する認定事業に係る施設の建設の着手があつたものに限る。)で当該認定事業者が所有するもの

オ [略]

(2) [略]	(2) [略]
4～9 [略]	4～9 [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の神戸市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例（以下「新条例」という。）第15条の規定は、施行日以後に第12条第1項の認定を受けた者が所有するものに対して課する固定資産税及び都市計画税について適用し、同日前に同項の認定を受けた者（第24条第2項、第25条第2項、第26条第2項、第27条第2項、第28条第2項又は第29条第2項の規定により、変更前の認定事業（第12条第1項に規定する認定事業をいう。以下同じ。）に係る計画について第12条第1項の認定を受けた当初から変更後の認定事業を行っていたものとみなされる者を含む。）が所有するものに対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。この場合において、令和4年10月1日から施行日の前日までの間に第12条第1項の認定を受けた者が所有する土地に対して課する固定資産税及び都市計画税に係る第15条の規定の適用については、同条第4項第1号中「令和5年3月31日」とあるのは、「令和5年9月30日」とする。
- 3 新条例第21条の規定は、施行日以後に第20条第1項の認定を受けた者が所有するものに対して課する固定資産税及び都市計画税について適用し、同日前に同項の認定を受けた者が所有するものに対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

理 由

不均一課税の適用期限を延長する等に当たり、条例を改正する必要があるため。

第 2 号議案

公立大学法人神戸市外国語大学評価委員会条例及び神戸市が設立する地方独立行政法人に係る重要な財産を定める条例の一部を改正する等の条例の件

公立大学法人神戸市外国語大学評価委員会条例及び神戸市が設立する地方独立行政法人に係る重要な財産を定める条例の一部を改正する等の条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 13 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

公立大学法人神戸市外国語大学評価委員会条例及び神戸市が設立する地方独立行政法人に係る重要な財産を定める条例の一部を改正する等の条例
(公立大学法人神戸市外国語大学評価委員会条例の一部改正)

第 1 条 公立大学法人神戸市外国語大学評価委員会条例（平成 18 年 3 月条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<u>神戸市公立大学法人評価委員会 条例</u> (趣旨)	<u>公立大学法人神戸市外国語大学 評価委員会条例</u> (趣旨)
第 1 条 この条例は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 11 条	第 1 条 この条例は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 11 条

第4項の規定に基づき、市長の附属機関として設置する神戸市公立大学法人評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び委員その他の職員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

（臨時委員）

第4条 臨時委員は、当該特別の事項に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 [略]

第4項の規定に基づき、市長の附属機関として設置する公立大学法人神戸市外国語大学評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び委員その他の職員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

（臨時委員）

第4条 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。

2 [略]

（市が設立する地方独立行政法人に係る重要な財産を定める条例の一部改正）

第2条 神戸市が設立する地方独立行政法人に係る重要な財産を定める条例（平成31年3月条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（趣旨）	（趣旨）
第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第6条第4項及び第44条第1項の規定に基づき、次に掲	第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第6条第4項及び第44条第1項の規定に基づき、次に掲

げる法人（以下「法人」という。）の重要な財産に関し必要な事項を定める。

(1) 神戸市公立大学法人

(2)、(3) [略]

げる法人（以下「法人」という。）の重要な財産に関し必要な事項を定める。

(1) 公立大学法人神戸市外国語大学

(2)、(3) [略]

（公立大学法人神戸市外国語大学への職員の引継ぎに関する条例の廃止）

第3条 公立大学法人神戸市外国語大学への職員の引継ぎに関する条例（平成19年3月条例第67号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

理 由

神戸市外国語大学及び神戸市立工業高等専門学校を同一法人下での運営を開始するに際して、法人名称等の変更を行う等に当たり、条例を改正する必要があるため。